

さいたま市放課後児童クラブ及びさいたま市放課後子ども居場所事業の災害時における閉室及び閉所等のガイドライン

1 目的

台風・豪雨等により甚大な被害が生じるおそれがある場合に、児童、保護者、職員等の生命と安全を守るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業（以下「クラブ等」という。）における閉室及び閉所等の判断基準及び対応について、ガイドラインを定める。

2 ガイドラインの留意点

- (1) 本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各運営事業者がより詳細な計画、マニュアル、運営方針等を適切に整備し職員間で共有することを基本とする。
- (2) 運営事業者はさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」という。）第6条に基づく非常災害対策や第6条の2に基づく安全計画を備え、職員及び保護者に周知するとともに、定期的な計画の見直しや避難訓練を行うこと。
- (3) 運営事業者は基準条例第12条の2に基づく業務継続計画を策定しておくことも有効である。
- (4) 小学校は午前6時の時点で一斉臨時休業の判断を行う。一斉臨時休業となった場合には、学校安心メールで配信されるため、運営事業者は学校安心メールへの登録について、あらかじめ学校と調整しておくこと。

3 対象施設

- (1) 公設放課後児童クラブ
- (2) 民設放課後児童クラブ
- (3) 放課後子ども居場所事業

4 閉室及び閉所の基準

次のいずれかに該当する場合に臨時閉室及び臨時閉所とする。

- (1) 気象庁からさいたま市域に特別警報が発令された場合
- (2) さいたま市が市内のいずれかの地域を対象に警戒レベル4以上の避難情報（避難指示、緊急安全確保）を発令した場合
- (3) これらにかかわらず、あらかじめ危険が予測される場合や、風雨により甚大な被害が生じるおそれがある場合

5 閉室及び閉所に伴う対応

- (1) 学校休業日
 - ① 午前6時の時点で「4 閉室及び閉所の基準」に該当した場合、閉室及び閉所とする。
 - ② 閉室及び閉所中に「4 閉室及び閉所の基準」に該当した場合は、時間を問わず保護者に連絡を取り、速やかなお迎えを依頼する。
保護者が児童を引き取り、帰宅の安全が確保されるまでは、すべての児童をクラブ等において

留め置きすること。すべての児童を引き渡すまでの間、状況に応じ、避難所または施設内の安全な場所に避難し、避難所に避難する場合には、玄関等に避難先を掲示する等により保護者に周知こと。

すべての児童の引き渡しができ次第、閉室及び閉所する。

(2) 休業日

① 小学校が臨時休業になった場合、クラブ等も閉室及び閉所とする。

② 小学校登校後に下校時刻を早め一斉下校になった場合、学校と連絡を取り合い、以下のとおり対応する。

ア クラブ等の利用児童の中には急に帰ることのできない保護者もいることに考慮し、クラブ等が家庭に代わり児童を受け入れる。受入後は保護者に連絡をとり、速やかなお迎えを依頼する。

保護者が児童を引き取り、帰宅の安全が確保されるまでは、すべての児童をクラブ等において留め置きすること。すべての児童を引き渡すまでの間、状況に応じ、避難所または施設内の安全な場所に避難し、避難所に避難する場合には、玄関等に避難先を掲示する等により保護者に周知こと。

すべての児童の引き渡しができ次第、閉室及び閉所する。

イ 学校側がクラブ等の利用児童を含めたすべての児童を保護者に引き渡すまでの対応をする場合、クラブ等は閉室及び閉所する。

③ 閉室及び閉所中に「4 閉室及び閉所の基準」に該当した場合は、時間を問わず保護者に連絡をとり、速やかなお迎えを依頼する。

保護者が児童を引き取り、帰宅の安全が確保されるまでは、すべての児童をクラブ等において留め置きすること。すべての児童を引き渡すまでの間、状況に応じ、避難所または施設内の安全な場所に避難し、避難所に避難する場合には、玄関等に避難先を掲示する等により保護者に周知こと。

すべての児童の引き渡しができ次第、閉室及び閉所する。

6 公共交通機関の計画運休

「4 閉室及び閉所の基準」に該当しない場合であっても、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合は、特に計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に来所自粛の要請をすることは妨げない。

ただし、平常時から計画運休の際の来所自粛の可能性について、保護者と合意形成を図っておくこと。